

## 京都府警察警笛信号規程

〔制定 昭和30.6.10 京都府警察本部訓令第13号〕

### （概要）

この訓令は、警察官が教練等の団体行動や交通取締等を行う場合に必要な警笛による信号について定めたもので、昭和30年6月10日から施行しています。

その内容は、

警笛信号の種類

警笛信号の吹鳴要領

等です。